

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年6月1日（火）

8：26～8：37

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣
麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）
田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）
野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）
梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）
平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）
小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）
井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官
岡 田 直 樹 内閣官房副長官
杉 田 和 博 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 国会提出案件 2件
- 公布（法律） 3件
- 政令 1件
- 人事 2件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」について、御決定をお願いいたします。本件は、ワクチンの迅速な開発及び供給を可能にするため、政府が一体となって必要な体制を再構築し、長期継続的に取り組む国家戦略として策定するものであります。

次に、「死因究明等推進計画」について、御決定をお願いいたします。本件は、死因究明等推進基本法に基づき策定するものであり、後程、厚生労働大臣から御発言があります。

次に、「森林・林業白書」について、御決定をお願いいたします。本件は、森林・林業基本法に基づき、国会に提出するものであります。本件につきましては、後程、農林水産大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書1件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「農水産業協同組合貯金保険法の一部改正法」外2件が、5月28日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令について、御決定をお願いいたします。「関税法施行令等の一部を改正する政令」は、RCEP協定に基づく関税に関する便益の適用のために必要な規定等を整備するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、麻生副総理が7か国財務大臣会合出席等のため3日から6日まで海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、元株式会社三菱東京UFJ銀行頭取永易克典を従三位に叙し、旭日大綬章を授けるもの、外155名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、厚生労働大臣。

○田村国務大臣：「死因究明等推進計画」について申し上げます。本計画は、昨年4月に施行された死因究明等推進基本法に基づき、死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項、死因究明等に関し講ずべき施策等を定めるものです。基本法に規定されている基本理念にのっとり、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係府省庁の連携の下、しっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、格段の御協力をお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、農林水産大臣。

○野上国務大臣：令和2年度森林・林業白書におきましては、森林資源と経営の両方の持続性を確保するための林業経営体における取組を、統計データや事例を交えて整理するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による林業・木材産業への影響と対応を紹介しております。また、令和2年度における特徴的な動きとして、公

共建築物木材利用促進法の施行10年、スマート林業の進展、令和2年7月豪雨による山地災害等への対応などを取り上げ、記述しております。白書の作成に当たり、関係府省に御協力いただいたことに対し、感謝申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○菅内閣総理大臣：麻生副総理は、海外出張いたしますが、その出張不在中、加藤内閣官房長官を財務大臣の臨時代理及び金融担当大臣の事務代理に、指定又は命じることといたします。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

西村大臣から御発言がございます。

○西村国務大臣：緊急事態措置について、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県において実施する期間を6月20日まで延長しました。感染水準を安定的に引き下げ、また、医療提供体制への負荷を軽減し、病床を安定的に確保するため、都道府県と連携し、飲食対策の徹底・人流抑制、ワクチン接種の円滑化・加速化、抗原簡易キットの活用等による検査の拡充、水際対策を含む変異株対策の強化、医療提供体制等の一層の確保を図ります。平日の日中の人出を抑えるためのテレワークの活用等による出勤者数の7割削減といった対策も引き続き強力に推進します。各府省におかれては、これらの対策を御理解いただき、関係団体への要請等、取組が徹底されるよう対応をお願いします。

○加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

